



福祉

高齢者等ごみ出し支援が始まります

問 谷和原庁舎生活環境課

(内線3306)

市では、集積所へのごみ出しが困難で一定の要件を満たした高齢者や障がい者の世帯に対し、ごみの訪問収集を行います。詳細については生活環境課までお問い合わせください。

▼内容Ⅱ粗大ごみを除く可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・有害ごみを週1回(指定の日)、自宅の玄関前まで収集に伺います。分別のルールは集積所へ出すときと同じルールとなります。また、ご希望の方には訪問時

に安否確認を実施いたします。

▼要件Ⅱ市内に住所を有する次の世帯
①要介護2以上に認定された方、または身体障害者手帳2級以上の肢体不自由の方のみで構成される世帯であつて、かつ、自ら家庭ごみを排出することが困難であると認められる世帯
②親類や知人など他の方の協力を得ることが出来ない環境にあると認められる世帯
※世帯は単身世帯を含みます。



福祉

思いやりの環境づくりを支援

問 伊奈庁舎社会福祉課

(内線4103)

市では、事業者や地域の団体が障がいのある人に必要な「合理的配慮」を提供するためにかかる費用を補助しています。

「合理的配慮」とは、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に向け、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がい・困難を取り除くため、個別の調整や変更を行うことです。
▼補助対象Ⅱ合理的配慮を提供しやす

くするための環境整備にかかる費用
○コミュニケーションツールの作成費(上限1万円)
○物品の購入費(上限5万円)
※例…飲食店が点字メニューなどのコミュニケーションツールを作成する費用や、入口に段差がある店舗が折りたたみ式スロープを購入した際の費用
市内に事務所がある事業者や自治会などの地域の団体などがこの制度を利用できます。



お知らせ

若者の就労をサポートします！

問 谷和原庁舎産業経済課

(内線3102)

いばらき県南若者サポートステーションでは、「働くための一歩が踏み出せない」「自分らしい働き方を見つけない」「誰に相談したらいいかわからない」など、学校卒業後、中途退学後または離職後、仕事に就いていない若者の就職及び社会的自立を支援するための相談を継続的に実施します。
▼日時Ⅱ月曜日・金曜日 午前10時～午後4時 ※要予約
▼会場Ⅱつくば市東新井28・4 荒井

マンションⅡ2・C
▼対象者Ⅱ無業状態の15歳～49歳の若者およびそのご家族の方
▼費用Ⅱ無料
▼申込先Ⅱいばらき県南若者サポートステーション
☎029・893・3380(月曜日・金曜日 午前10時～午後4時)
※年末年始・祝日を除く
✉info@saposute-tsukuba.jp



福祉

ヘルプマーク・ヘルプカードをご存知ですか

問 伊奈庁舎社会福祉課

(内線4101)

ヘルプマークとは、障がいや疾患があることが外見からは分からない方が、支援や配慮を必要としていることを周囲に知らせることができるマークです。

ヘルプカードとは、あらかじめカードにお願いしたいことなどを記入しておき、日常生活の中で困ったときにカードを提示することで、周囲の方から支援や配慮を受けやすくするためのものです。

配布場所は、ヘルプマーク・ヘルプカード共に伊奈庁舎社会福祉課、谷和原庁舎市民窓口課、保健福祉センター、市内各コミュニケーションセンター、きらくやますこやか福祉館(社会福祉協議会事務所)です。

詳しくは、市のホームページまたは次のQRコードからご確認ください。

